

10月より(特別徴収制度)年金から町県民税の引き落としが始まりました

対象の方は

- ・平成21年4月1日に年齢が65歳以上の方
- ・年額18万円以上の老齢基礎年金などの公的年金(遺族年金や障害年金は対象外)受給者
- ・介護保険料が年金から特別徴収される方

対象となる税額は

- ・年金所得にかかる町県民税の所得割額と均等割額です。

対象者は6月に送付された「税額決定・納税通知書」に、天引きされる税額や天引き対象となる年金の種類が記載されています。

※この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

問い合わせ先

税務課住民税係(内線43)



職場のトラブルでお困りの労働者・事業主の皆さまへ

長野県労働委員会は、労働者個人と事業主間のトラブルを解決するための「あっせん」を行っています。

手続きは簡単・無料で、労働双方がご利用いただけますので、お気軽にご相談ください。(秘密は守られます。)

トラブルの例

- ・会社から納得できない理由でリストラされた
- ・パートだが、何の説明もなく時給を下げられた
- ・配転命令を出したが、従業員に納得してもらえない

あっせんとは

原則として、公益委員(大学教授・弁護士など)、労働者委員(労働組合役員)、使用者委員(企業経営者、使用者団体役員)、事務局職員の4者で構成するあっせん員が、労働双方の主張を確かめ、場合によってはあっせん案を示しながら、労使双方に働きかけ、紛争の自主的解決を援助する制度です。

問い合わせ先

長野県労働委員会事務局
(長野県庁内)

026-1235-7468

浄化槽を使用している町民の皆さまへお願いします

浄化槽は、使用者が責任を持って管理していただく必要があります。

次の点を守り、適正な管理をお願いします。

- 浄化槽に異物や油を流さないようにしましょう
- 保守点検業者に委託して、保守点検を実施しましょう
- 定期的に清掃を実施しましょう

○法定検査を受けましょう

※法定検査とは、保守点検、清掃が適正に行われているかを第三者の視点から県の指定検査機関である(社)長野県浄化槽協会が検査するものです。

問い合わせ先

(社)長野県浄化槽協会

東信支所
0267-63-1105



秋季全国火災予防運動実施中！

11月9日(月)から11月15日(日)までの7日間、全国一斉に秋季火災予防運動が実施されています。これからの季節は、空気が乾燥し大変火災が発生しやすい時期になります。これから挙げます「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を守り、町民の皆さんひとり一人が注意して尊い命、大切な財産を火災から守りましょう。

「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」 - 3つの習慣・4つの対策 -

◎3つの習慣

- ・寝タバコは、絶対やめる
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・ガスコンロなどの側を離れるときは、必ず火を消す

◎4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、**住宅火災警報器**を設置する
- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する
- ・火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**などを設置する
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる

平成21年度全国統一防火標語

「消えるまで ゆっくり火の元 ならめっ子」



連絡先 御代田消防署(32)0119

町合併記念自治功労表彰

9月30日、御代田町合併記念日にあわせ、町表彰条例に基づく表彰式が行われました。

昭和31年「昭和の大合併」で、御代田村、小沼村、伍賀村の三村が合併し御代田町が誕生して以来、本年で54年目を迎えました。

多年に亘り町政にご尽力をいただいた方のご功績を称え、表彰状または感謝状と記念品が贈呈されました。

受賞者紹介

表彰状	荻原 達久 様	議会議員 16年
	中山 美博 様	議会議員 16年
	柳澤 光雄 様	教育委員 16年
感謝状	尾碁 昭雄 様	御代田財産区管理委員 16年
	市川多喜男 様	防犯指導員 21年
	市村 節雄 様	人権擁護委員 15年
	古越 矩子 様	寄附
	柳澤 朝雄 様	寄附



お知らせ

長野県内の最低賃金

最低賃金制は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

長野県内の事業場で働く全ての労働者と労働者を一人でも使用している全ての使用者に適用される「長野県最低賃金」が平成21年10月1日から時間額681円に改正されました。この機会に、ぜひ賃金の確認をしてみてください。

なお、対象となる賃金は、通常の労働時間・労働日に対応する賃金で、臨時に支払われる賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当などは含まれません。

問い合わせ先

長野労働局労働基準部賃金室
026-223-0555
小諸労働基準監督署
0267-22-1760